

# セクシャル・ハラスメントは人権侵害 セクハラを許さない社会へ！

財務省前事務次官や前狛江市長など、官僚や政治家によるセクハラ問題が相次ぎました。本人たちはセクハラを認めず「言葉遊び」「認識のずれ」などと自分に都合のいい弁明。さらに「はめられた」「セクハラ罪という罪はない」など、被害者バッシングや問題のすり替え発言も続きました。こうした動きには、女性だけでなく男性からも怒りの声が寄せられました。

## セクハラは性差別であり 人権侵害

セクシャル・ハラスメントとは相手を不快にさせる性的な言動です。その背景には女性を性的対象として捉えることや固定的性別役割分業の意識があります。

また、セクハラは加害者が被害者より社会的関係が上で拒絶しづらい状況の中で起きています。対等な立場であれば「NO」と言うことができます。そもそも男性中心社会では、男性が上、女性が下という無意識の刷り込みがあるため弱い立場の女性が被害にあいやすく、ここにセクハラの本質があるのです。

セクハラが話題になって以降、「どこからセクハラになるのか？」と

いう戸惑いの声も聞こえます。「その言動が相手を尊重しているか」が答えのキーポイント。「上司や幹部職員に対し同じことを言えるかを考えるとよい」と、ある専門家はアドバイスしています。

## 国でも市でも セクハラ対応は義務

小平市では職員の服務規程の中でセクハラ禁止を謳い、「小平市セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談窓口及び苦情相談処理委員会」を設置しています。

法律では男女雇用機会均等法で事業主のセクハラ対応の義務があり、国家公務員の人事院規則でも均等法と同様の防止策や苦情相談対応の義務が、省庁のトップの責任として挙

げられています。いずれも禁止規定はありませんが、職場でのセクハラはあってはならないことと規定されており、政府も幹部職員の研修を義務化するなど今後のさらなる対策強化を明言しています。

セクハラは人権侵害であり、絶対に許してはいけないという社会の雰囲気をつくり、被害者を孤立させずセクハラがエスカレートする前に安心して声を上げられる環境や法整備が必要です。

(山崎とも子)



4月23日に開かれた「#Me Too セクハラ被害者バッシングを許さない！4.23緊急院内集会」。急な開催にも関わらず、200人以上が集まった。生活者ネットワークのメンバーも大勢駆けつけた



5月7日の財務省前抗議行動。雨の中多くの女性が声を上げた